

重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

新規で助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

また、現在障害者自動車燃料費用助成事業を利用されている方は、更新申請が必要です。更新案内を送付していますので、**3月31日（火）**までに申請してください。

事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの乗車運賃の一部を助成。1ヶ月あたり、タクシー乗車券（500円）を4枚交付。	自動車燃料費に要した費用を助成。ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。請求書の提出が必要です。（燃料費の領収書を添付）
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月から対象	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月の翌月から対象
申請に必要な書類等	・申請書 ・障害者手帳	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証（介護者が運転の場合、介護者の運転免許証）

※75歳以上の方を対象に高齢者タクシー利用助成がありますが、上記制度をご利用の方は、高齢者タクシー利用助成は受けることができません。

制度の詳細については、下記までご連絡下さい。



【申込み・問い合わせ先】 保険福祉課 TEL 377-5659

有料広告掲載欄

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ

★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～

ぜひ一度見学にお越し下さい！

エクセレントあさひ
三重郡朝日町小向2064-1

医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 ひくじまだより 検索
日々の様子をブログにて公開中